

昭和四十二年法律第六十号

外国人漁業の規制に関する法律

(趣旨)

この法律は、外国人がわが国の港その他水域を使用して行なう漁業活動の増大によりわが国漁業の正常な秩序の維持に支障を生ずるおそれがある事態に対処して、外国人が漁業に関する当該水域の使用の規制について必要な措置を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「本邦」とは、本州、北海道、四国、九州及び農林水産省令で定めるその附属の島をいう。

この法律において「漁業等付隨行為」とは、水産動植物の採捕又は養殖の事業(漁業等付隨行為を含む)をいう。

この法律において「漁業」とは、水産動植物の採捕又は養殖に付隨する探索、集魚、漁獲物の保藏又は加工、漁獲物又はその製品の運搬、船舶への補給その他これらに準ずる行為で農林水産省令で定めるものをいう。

この法律において「採捕準備行為」とは、漁具を格納しないで直ちに水産動植物の採捕を行うことができる状態にする行為をいう。

この法律において「探査」とは、水産動植物の採捕に資する水産動植物の生息状況の調査であつて水産動植物の採捕を伴わないものをいい、「探査」とは、探索のうち漁業等付隨行為に該当しないものをいう。

この法律において「漁獲物等」とは、漁獲物及びその製品をいう。

この法律において「外国漁船」とは、日本船舶以外の船舶(農林水産大臣の指定するものを除く。)であつて、次の各号の一に該当するものをいう。

二 前号に掲げる船舶のほか、漁業の用に供され、又は漁場から漁獲物等を運搬している船舶

三 同法第三十二条第二項において準用する場合を含む。)の規定によるその他の船舶

四 第二条に規定する漁港をい

う。(漁業等の禁止)

第三条 次に掲げるものは、本邦の水域において漁業、水産動植物の採捕(漁業に該当するもの)

を除き、漁業等付隨行為を含む。以下同じ。)、採捕準備行為又は探査を行つてはならない。ただし、その水産動植物の採捕が農林水産省令で定める軽易なものであるときは、この限りでない。

一 日本の国籍を有しない者。ただし、適法に本邦に在留する者で農林水産大臣の指定するもの又は外國法に基づいて設立された法人(寄港の許可等)

二 外國の公共団体若しくはこれに準ずるもの又は外國法に基づいて設立された法人(寄港の許可等)

第四条 外國漁船の船長(船長に代わつてその職務を行なう者を含む。以下同じ。)は、当該外国漁船を本邦の港に寄港させようとする場合は、次に掲げる行為をすることのみを目的として寄港させようとするときを除き、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣の許可を受けなければならない。

一 海難を避け、又は航行若しくは人命の安全を保持するため必要な行為

二 外國から積み出された漁獲物等(政令で定める書類を添附してあるものに限る。以下「外国積出漁獲物等」という。)の本邦への陸揚げ又は他の船舶への転載

三 外國積出漁獲物等以外の漁獲物等の本邦への陸揚げであつて、わが国漁業の正常な秩序の維持に支障を生ずることとならないものとして政令で定めるもの

五 外國漁船以外の船舶(漁船法(昭和二十五年法律第百七十八号)第二条第一項に規定する漁船を除く。)の船長は、特定漁獲物等については、前二項の規定により陸揚げしてはならない。

六 前三项の規定は、わが国漁業の正常な秩序の維持に支障を生ずることとならない場合として政令で定める場合には、適用しない。

七 外國漁船以外の船舶(漁船法(昭和二十五年法律第百七十八号)第二条第一項に規定する漁船を除く。)の船長は、特定漁獲物等については、前二項の規定により陸揚げしてはならない。

八 前三项の規定は、わが国漁業の正常な秩序の維持に支障を生ずることとならない場合として政令で定める場合には、適用しない。

第九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の徴収若しくは四百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四条第一項の規定に違反して同項の許可を受けないで外國漁船を寄港させた船長

二 第四条の二の規定に違反した船長

三 第五条の規定による命令に違反した船長

四 第六条第一項から第三項まで又は第五項の規定に違反した船長

(条約の効力)

第八条 この法律に規定する事項に關して條約に別段の定めがあるときは、その規定による。

(罰則)

第九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の徴収若しくは四百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(罰則)

第十条 法人の代表者は、法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に關して、第八条の二、第九条の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

(監督官)

第十一条 法人の代表者は、法人若しくは人の代理

人、使用人その他の従業者が、その法人又は人

の業務又は財産に關して、第八条の二、第九条

の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

(監督官)

第十二条 法人の代表者は、法人若しくは人の代理

人、使用人その他の従業者が、その法人又は人

の業務又は財産に關して、第八条の二、第九条

の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

(監督官)

第十三条 法人の代表者は、法人若しくは人の代理

人、使用人その他の従業者が、その法人又は人

の業務又は財産に關して、第八条の二、第九条

の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

(監督官)

第十四条 法人の代表者は、法人若しくは人の代理

人、使用人その他の従業者が、その法人又は人

の業務又は財産に關して、第八条の二、第九条

の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

(監督官)

第十五条 法人の代表者は、法人若しくは人の代理

人、使用人その他の従業者が、その法人又は人

の業務又は財産に關して、第八条の二、第九条

の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

(監督官)

第十六条 法人の代表者は、法人若しくは人の代理

人、使用人その他の従業者が、その法人又は人

の業務又は財産に關して、第八条の二、第九条

の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

(監督官)

第十七条 法人の代表者は、法人若しくは人の代理

人、使用人その他の従業者が、その法人又は人

の業務又は財産に關して、第八条の二、第九条

の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

(監督官)

第十八条 法人の代表者は、法人若しくは人の代理

人、使用人その他の従業者が、その法人又は人

の業務又は財産に關して、第八条の二、第九条

の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

(監督官)

第十九条 法人の代表者は、法人若しくは人の代理

人、使用人その他の従業者が、その法人又は人

の業務又は財産に關して、第八条の二、第九条

の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

(監督官)

第二十条 法人の代表者は、法人若しくは人の代理

人、使用人その他の従業者が、その法人又は人

の業務又は財産に關して、第八条の二、第九条

の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

(監督官)

第二十一条 法人の代表者は、法人若しくは人の代理

人、使用人その他の従業者が、その法人又は人

の業務又は財産に關して、第八条の二、第九条

の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

(監督官)

第二十二条 法人の代表者は、法人若しくは人の代理

人、使用人その他の従業者が、その法人又は人

の業務又は財産に關して、第八条の二、第九条

の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

(監督官)

第二十三条 法人の代表者は、法人若しくは人の代理

人、使用人その他の従業者が、その法人又は人

の業務又は財産に關して、第八条の二、第九条

の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

(監督官)

第二十四条 法人の代表者は、法人若しくは人の代理

人、使用人その他の従業者が、その法人又は人

の業務又は財産に關して、第八条の二、第九条

の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

(監督官)

第二十五条 法人の代表者は、法人若しくは人の代理

人、使用人その他の従業者が、その法人又は人

の業務又は財産に關して、第八条の二、第九条

の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

(監督官)

第二十六条 法人の代表者は、法人若しくは人の代理

人、使用人その他の従業者が、その法人又は人

の業務又は財産に關して、第八条の二、第九条

の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

(監督官)

第二十七条 法人の代表者は、法人若しくは人の代理

人、使用人その他の従業者が、その法人又は人

の業務又は財産に關して、第八条の二、第九条

の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

(監督官)

第二十八条 法人の代表者は、法人若しくは人の代理

人、使用人その他の従業者が、その法人又は人

の業務又は財産に關して、第八条の二、第九条

の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

(監督官)

第二十九条 法人の代表者は、法人若しくは人の代理

人、使用人その他の従業者が、その法人又は人

の業務又は財産に關して、第八条の二、第九条

の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

(監督官)

第三十条 法人の代表者は、法人若しくは人の代理

人、使用人その他の従業者が、その法人又は人

の業務又は財産に關して、第八条の二、第九条

の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

(監督官)

第三十一条 法人の代表者は、法人若しくは人の代理

人、使用人その他の従業者が、その法人又は人

の業務又は財産に關して、第八条の二、第九条

の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

(監督官)

第三十二条 法人の代表者は、法人若しくは人の代理

人、使用人その他の従業者が、その法人又は人

の業務又は財産に關して、第八条の二、第九条

の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

(監督官)

第三十三条 法人の代表者は、法人若しくは人の代理

人、使用人その他の従業者が、その法人又は人

の業務又は財産に關して、第八条の二、第九条

の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

(監督官)

第三十四条 法人の代表者は、法人若しくは人の代理

人、使用人その他の従業者が、その法人又は人

の業務又は財産に關して、第八条の二、第九条

の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

(監督官)

第三十五条 法人の代表者は、法人若しくは人の代理

人、使用人その他の従業者が、その法人又は人

の業務又は財産に關して、第八条の二、第九条

の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

(監督官)

第三十六条 法人の代表者は、法人若しくは人の代理

人、使用人その他の従業者が、その法人又は人

の業務又は財産に關して、第八条の二、第九条

の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

(監督官)

第三十七条 法人の代表者は、法人若しくは人の代理

人、使用人その他の従業者が、その法人又は人

の業務又は財産に關して、第八条の二、第九条

の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

(監督官)

第三十八条 法人の代表者は、法人若しくは人の代理

人、使用人その他の従業者が、その法人又は人

の業務又は財産に關して、第八条の二、第九条

の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

(監督官)

第三十九条 法人の代表者は、法人若しくは人の代理

人、使用人その他の従業者が、その法人又は人

の業務又は財産に關して、第八条の二、第九条

の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

(監督官)

第四十条 法人の代表者は、法人若しくは人の代理

人、使用人その他の従業者が、その法人又は人

の業務又は財産に關して、第八条の二、第九条

の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

(監督官)

第四十一条 法人の代表者は、法人若しくは人の代理

人、使用人その他の従業者が、その法人又は人

の業務又は財産に關して、第八条の二、第九条

の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

(監督官)

第四十二条 法人の代表者は、法人若しくは人の代理

人、使用人その他の従業者が、その法人又は人

の業務又は財産に關して、第八条の二、第九条

の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

(監督官)

第四十三条 法人の代表者は、法人若しくは人の代理

人、使用人その他の従業者が、その法人又は人

の業務又は財産に關して、第八条の二、第九条

の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

(監督官)

第四十四条 法人の代表者は、法人若しくは人の代理

人、使用人その他の従業者が、その法人又は人

の業務又は財産に關して、第八条の二、第九条

の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

(監督官)

第四十五条 法人の代表者は、法人若しくは人の代理

人、使用人その他の従業者が、その法人又は人

の業務又は財産に關して、第八条の二、第九条

の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

(監督官)

第四十六条 法人の代表者は、法人若しくは人の代理

人、使用人その他の従業者が、その法人又は人

の業務又は財産に關して、第八条の二、第九条

の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

(監督官)

第四十七条 法人の代表者は、法人若しくは人の代理

人、使用人その他の従業者が、その法人又は人

の業務又は財産に關して、第八条の二、第九条

の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

この法律は、公布の日から起算して九十日を経過した日から施行する。	附 則（昭和五〇年七月一日法律第五〇号）抄（昭和五一年五月二日法律第三一）
この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	附 則（昭和五三年七月五日法律第八七号）抄（施行期日）

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。	附 則（昭和六一年五月二〇日法律第五号）抄（施行期日）
この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。	附 則（平成五年一一月一二日法律第八九号）抄（施行期日）

この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から起算して二十日を経過した日から施行する。（諮詢等がされた不利益処分に関する経過措置）	附 則（平成五年一一月一二日法律第八九号）抄（施行期日）
この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮詢問その他の求めがされた場合においては、当該諮詢問その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。（罰則に関する経過措置）	附 則（平成五年一一月一二日法律第八九号）抄（施行期日）

この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。（政令への委任）	附 則（平成三〇年一一月一四日法律第二百五十九条）抄（施行期日）
この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定以下この条及び附則第一百六十三条において同じ。）の施行前に改訂前のそれぞれの法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会（不利益処分に係るものをお除く。）又はこれらのための手続きは、この法律による改正後の関係法律の規定により行われたものとみなす。（政令への委任）	附 則（平成三〇年一一月一四日法律第二百六十条）抄（施行期日）